



# ココは押さえよう! 法人課税改正の重要ポイント!

平成23年度税制改正における法人課税改正の大きなポイントは、何と云っても法人税率の引き下げでしょう。現在のところ、東北地方太平洋沖地震等の影響による国会審議の推移によっては、このまま可決・成立されるかは不透明ではありますが、昨年12月に発表された税制改正大綱に基づき、今回は法人課税改正の中でも、特に重要な点に絞って解説をしていきます。

## 法人実効税率の5%引下げ

これまで、国際的に比較して、高すぎるのではないかと経済界より批判を浴びてきた日本の法人税率（30%、地方法人2税を含む法人実効税率40.7%）ですが、日本の国際競争力の維持・促進の観点から、諸外国に近づけるため、引き下げられることになりました。

これは、企業の国内製造拠点や研究開発拠点の海外流出を抑制し、また、国内外から投資を呼び込む上では、必須の措置であるといえます。しかしながら、今回、法人実効税率が5%下がったとしても、諸外国と比べると、まだまだ日本の法人税率は高いというのが実際のところとす。

今後、日本がグローバル企業のアジア拠点を受け入れたいのであれば、他のアジア諸国並みにさらなる税率の引き下げが必要となることとす。

### 改正点

法人税率を4.5%引下げます（それに伴い、法人税法に基づき算定された課税所得並びに法人税額が税額計算の基礎となる地方法人2税も減税となります）。

● <b>現行</b>	法人税率	30%
	法人実効税率(地方法人2税を含む)	40.7%
● <b>改正後</b>	法人税率	25.5%
	法人実効税率(地方法人2税を含む)	35.6%

表面実効税率の国際水準は、この10年間で25~30%の水準へ。

法人税率 <sup>注1</sup>	2000年	2009年
EU	約35%	約27%
OECD	約34%	約26%
アジア	約28%	約25%
日本	42%	40.7%

近年、更に法人税を引き下げる動き  
 ●シンガポール：18%→17%(2010~) ●台湾：20%→17%(2010~)  
 ●香港：17.5%→16.5%(2008~) ●イギリス：28%→24%(2011~)<sup>注2</sup>

注1) EU(98年時点の15ヶ国)、OECD、アジアは単純平均  
 スイスは08年1月の税率を使用。  
 注2) 11年から14年にかけて1%ずつ引き下げていく。  
 (出典：経済産業省ホームページ平成23年度税制改正について(参考資料)より)

### 適用時期

平成23年4月1日以後開始事業年度

## 中小軽減税率の引下げ

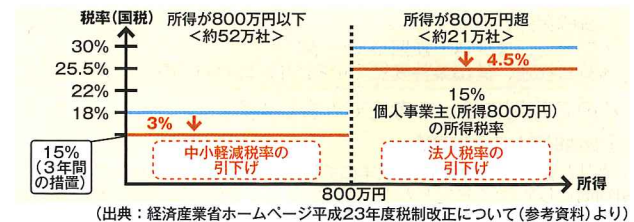
現行の制度下において、資本金の額が1億円以下の中小企業についてはさまざまな税の特典・優遇が設けられていますが、その中のひとつに、軽減税率の適用というものがあります。

これは、中小企業の所得金額のうち年800万円以下の金額については、適用される税率を30%ではなく、特別に18%(注)としていたものです。

これが、今回、さらに引き下げられることとなりました。  
 (注)現行の中小企業に対する軽減税率は、本則税率は22%、平成21年4月1日から平成23年3月31日までの2年間の時限措置として18%となっています。

### 改正点

中小企業の軽減税率について、現行の特例による税率を3年間の措置として18%から15%へ引き下げるとともに、現行の本則税率を22%から19%に引き下げます。



### 適用時期

平成23年4月1日から平成26年3月31日までに開始する事業年度

## 減価償却資産の償却率の見直し

現行の制度下では、法人の減価償却について、原則の法定償却方法は定率法とされており、これは定額法の償却率(1/耐用年数)を2.5倍(250%)した数とされています。

これは、ドイツやアメリカと比べると日本企業に有利となっており、国際的水準に合わせていくとの観点から、今回の税制改正において見直しされることになりました。

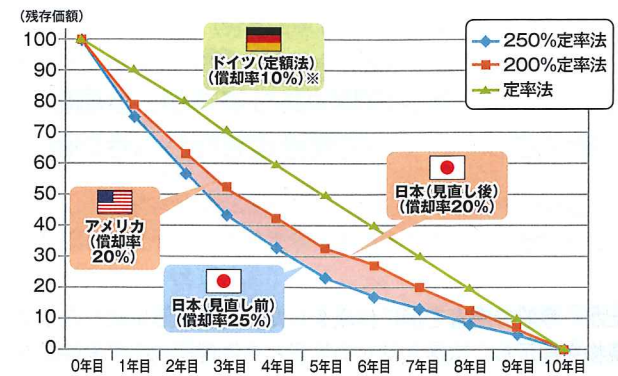
### 改正点

定率法の償却率について、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.0倍(200%)した数とします。

### 【企業の投資に係る税率の国際比較】

米国	英国	ドイツ	日本	
			250%定率法(見直し前)	200%定率法(見直し後)
15%	22%	23%	23%	23%(±0)

### 【減価償却制度の国際比較】 ※耐用年数10年の資産の場合



※ドイツでは、2009年及び2010年に調達したものは定率法(250%定率法が25%のいずれか低い方)を選択できる(原則定額法)。  
 (出典：経済産業省ホームページ平成23年度税制改正について(参考資料)より)

### 適用時期

平成23年4月1日以後取得資産~  
 ただし、経過措置として、定率法を採用している法人が、平成23年4月1日以前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度において、同日からその事業年度終了の日までの期間内に減価償却資産の取得をした場合には、現行の償却率による定率法により償却することができるものとされています。

## 欠損金の繰越控除制度の見直し

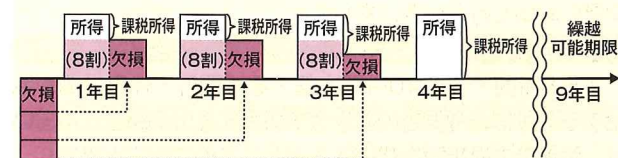
現行の繰越欠損金制度においては、ある特定の期に税務上の欠損が生じた場合、その欠損金を翌年以後7年間繰越することができ、翌年以後に発生した課税所得とその欠損金を相殺することで税負担を軽減することができるものとされています。

これについては、銀行の不良債権問題がクローズアップされた時期に公的資金によって救われた銀行が、この制度を活用することで、その後数年間に渡って納税をしていなかったことが明らかとなり、非難を浴びたというような社会的背景もあり、中小法人等を除き、今回の改正では制限がかけられることとなりました。

### 改正点

繰越欠損金の控除限度額について、その繰越控除をする事業年度の所得金額の80%に制限し、繰越期間を9年に延長します。また、中小法人等については、現行の控除限度額(100%：所得金額の全額)を存置します。

なお、これにより欠損金の更正可能期間も9年とし、そのための要件として、9年間の帳簿書類の保存が必要となります。



### 適用時期

平成23年4月1日以後開始事業年度  
 なお、欠損金の繰越期間の延長、欠損金発生年度の帳簿書類の保存要件及び欠損金の更正可能期間の延長については、平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額について適用します。

## 雇用促進税制の創設

この制度は、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)を踏まえて、国を挙げて雇用を促進する観点から、今回の税制改正において新しく創設された制度です。

### <制度概要>

	内容
対象者	公共職業安定所の長に事業年度開始後2カ月以内に雇用促進計画を作成し届出を行い、また、事業年度終了後2カ月以内に同計画に公共職業安定所の長の確認を受けた事業主 <small>※ただし、風俗営業等を営む企業については、対象から除外されます。</small>
要件	①当該事業年度末の従業員のうち、雇用保険の一般被保険者の数が、前事業年度末に比して10%以上、かつ5人以上(中小企業等については2人以上)増加したことの公共職業安定所の長の確認を受けた場合。 ②前事業年度及び当該事業年度中に、事業主都合による離職者がいないことの公共職業安定所の長の確認を受けた場合。 ③当該事業年度における「支払給与額」が、前事業年度より、以下の算定額以上に増加していること。 【算式】給与増加額 ≥ 前事業年度の給与額 × 雇用者の増加率 × 30% ④公共職業安定所によって、確認を受け、交付される雇用促進計画等の書類を確定申告書に添付すること。
控除額	増加した雇用保険一般被保険者の数 × 20万円の税額控除。
控除限度額	当期の法人税額の10%を限度。 <small>※ただし、中小企業等については20%を限度。</small>

### 適用時期

平成23年4月1日から平成26年3月31日までに開始する事業年度

### 執筆者紹介



藤間公認会計士税理士事務所  
 法人事業部  
**望月 伸高**

トウマグループは、企業を「明るく、元気、前向き」にする専門家集団として、経営全般・税務会計・人事労務・事業承継・相続・病院・医院経営・資産活用等、様々なご相談にワンストップでお応えできる体制を整えています。

法人事業部では、節税対策や税務調査の対応の他、M&A手法を用いたグループ内外の組織再編、グループ法人税制への対応などお客様の立場に立った全般的にサポートしています。是非一度お気軽にご相談ください。  
 お役立ち情報満載 ホームページ <http://www.toma.co.jp>

### NEWS

■不況に打ち勝つノウハウ満載!セミナー続々開催中  
 詳細は下記ホームページまでアクセス下さい!

■新刊情報  
 「法人税節税チェックポイント78」好評発売中!

セミナー・書籍の詳細・お申し込みはホームページからどうぞ。  
<http://www.toma.co.jp>  
 無料相談も承ります。お気軽にお問い合わせください。  
**TEL03-5201-6555**

(※注)平成23年3月25日時点の情報に基づいて作成しています。